

資 料

1 土地開発公社所在地一覧

名称	〒	所在地	電話番号
川越市土地開発公社	350-8601	川越市元町1-3-1	049(224)8811 代
熊谷市	360-8601	熊谷市宮町2-47-1	048(524)1111 代
川口市	332-8601	川口市青木2-1-1	048(258)1110 代
行田市	361-8601	行田市本丸2-5	048(556)1111 代
所沢市	359-8501	所沢市並木1-1-1	04(2998)9053 直通
飯能市	357-8501	飯能市大字双柳1-1	042(973)2111 代
加須市	347-8501	加須市下三俣290	0480(62)1111 代
本庄市	367-8501	本庄市本庄3-5-3	0495(25)1165 直通
春日部市	344-8577	春日部市中央6-2	048(736)1111 代
狭山市	350-1380	狭山市入間川1-23-5	04(2953)1111 代
羽生市	348-8601	羽生市東6-15	048(561)1121 代
鴻巣市	365-8601	鴻巣市中央1-1	048(541)1321 代
深谷市	366-8501	深谷市仲町11-1	048(571)1211 代
上尾市	362-8501	上尾市本町3-1-1	048(775)5115 直通
草加市	340-8550	草加市高砂1-1-1	048(922)0151 代
越谷市	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1	048(963)9301 直通
蕨市	335-8501	蕨市中央5-14-15	048(433)7742 直通
戸田市	335-8588	戸田市上戸田1-18-1	048(441)1800 代
入間市	358-8511	入間市豊岡1-16-1	04(2964)1111 代
鳩ヶ谷市	※ 332-8601	川口市青木2-1-1	048(258)1110 代
朝霞市	351-8501	朝霞市本町1-1-1	048(463)0912 直通
和光市	351-0192	和光市広沢1-5	048(464)1111 代
新座市	352-8623	新座市野火止1-1-1	048(477)1842 直通
桶川市	363-8501	桶川市泉1-3-28	048(786)3211 代
北本市	364-8633	北本市本町1-111	048(591)1111 代
八潮市	340-8588	八潮市中央1-2-1	048(996)2317 直通
富士見市	354-8511	富士見市大字鶴馬1800-1	049(251)2711 代
三郷市	341-8501	三郷市花和田648-1	048(930)7766 直通
蓮田市	349-0193	蓮田市大字黒浜2799-1	048(765)1709 直通
坂戸市	350-0292	坂戸市千代田1-1-1	049(283)1331 代
幸手市	340-0192	幸手市東4-6-8	0480(43)1111 代
鶴ヶ島市	350-2292	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	049(271)1111 代
日高市	350-1292	日高市大字南平沢1020	042(989)2111 代
吉川市	342-8501	吉川市吉川2-1-1	048(982)5966 直通
ふじみ野市	356-8501	ふじみ野市福岡1-1-1	049(261)2611 代
白岡市	※ 349-0292	白岡市千駄野432	0480(92)1111 代
伊奈町	362-8517	北足立郡伊奈町大字小室9493	048(721)2111 代
三芳町	354-8555	入間郡三芳町大字藤久保1100-1	049(258)0019 代
毛呂山町	※ 350-0493	入間郡毛呂山町中央2-1	049(295)2112 代
越生町	※ 350-0494	入間郡越生町大字越生900-2	049(292)3121 代
小鹿野町	368-0192	秩父郡小鹿野町小鹿野89	0494(75)4197 直通
上里町	369-0392	児玉郡上里町大字七本木5518	0495(35)1238 直通
寄居町	369-1292	大里郡寄居町大字寄居1180-1	048(581)2121 代
宮代町	345-8504	南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	0480(34)1111 代
杉戸町	345-8502	北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	0480(33)1111 代
松伏町	343-0192	北葛飾郡松伏町大字松伏2424	048(991)1820 直通
比企	※ 355-0017	東松山市松葉町1-2-3	0493(23)9331 直通

※鳩ヶ谷市、毛呂山町、越生町及び比企の土地開発公社については平成23年度解散。

また、白岡町は平成24年10月1日より白岡市へ市制施行。

2 土地開発公社役職員の状況(平成24年3月31日現在)

理事の内訳

	理事 A	理事の役職名							
		市町村長	副市町村長	議員		市町村職員		学識経験者等	その他
				議長 副議長	その他	会計 管理者	その他		
役員数	385	24	38	10	94	2	138	62	17
構成比	—	6.2	9.9	2.6	24.4	0.5	35.9	16.1	4.4

監事の内訳

	監事 B	監事の役職名							全役員 A+B
		市町村 監査委員	議員		市町村職員		学識経 験者等	その他	
			議長 副議長	その他	会計 管理者	その他			
役員数	81	2	0	13	20	4	33	9	466
構成比	－	2.5	0	16.0	24.7	4.9	40.8	11.1	－

職員の状況

	合計	公社採用	派遣兼務
常勤職員	10	1	9
	(4.8)	(0.5)	(4.3)
非常勤職員	200	13	187
	(95.2)	(6.2)	(89)
合計	210	14	196
	(100)	(6.7)	(93.3)

※()内書きは構成比

3 土地開発公社設立状況(平成24年3月31日現在)

名称	A 新規 設立	B 組織 変更	設立の 認可 年月日	設立の 登記 年月日	設 立 市町村名	基本財産 (千円)	左の基本財産の	
							出 資 団体名	出資額 (千円)
川越市土地開発公社	B		49. 8. 22	49. 8. 31	川越市	5,000	川越市	5,000
熊谷市 "	A		48. 3. 20	48. 3. 23	熊谷市	5,000	熊谷市	5,000
川口市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	川口市	5,000	川口市	5,000
行田市 "	A		54. 9. 29	54. 10. 1	行田市	5,000	行田市	5,000
所沢市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	所沢市	5,000	所沢市	5,000
飯能市 "	B		48. 8. 28	48. 9. 6	飯能市	1,000	飯能市	1,000
加須市 "	B		48. 3. 29	48. 3. 31	加須市	1,000	加須市	1,000
本庄市 "	A		48. 5. 15	48. 6. 4	本庄市	5,000	本庄市	5,000
春日部市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	春日部市	5,000	春日部市	5,000
狭山市 "	A		49. 6. 27	49. 7. 2	狭山市	5,000	狭山市	5,000
羽生市 "	B		49. 8. 29	49. 8. 31	羽生市	10,000	羽生市	10,000
鴻巣市 "	B		48. 3. 29	48. 4. 2	鴻巣市	3,000	鴻巣市	3,000
深谷市 "	B		49. 8. 22	49. 8. 30	深谷市	5,000	深谷市	5,000
上尾市 "	B		48. 3. 29	48. 4. 2	上尾市	2,000	上尾市	2,000
草加市 "	A		48. 8. 30	48. 9. 18	草加市	5,000	草加市	5,000
越谷市 "	B		49. 5. 20	49. 6. 1	越谷市	5,000	越谷市	5,000
蕨市 "	B		49. 7. 20	49. 8. 1	蕨市	5,000	蕨市	5,000
戸田市 "	B		49. 8. 16	49. 8. 28	戸田市	5,000	戸田市	5,000
入間市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	入間市	5,000	入間市	5,000
朝霞市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	朝霞市	5,000	朝霞市	5,000
和光市 "	B		48. 3. 29	48. 4. 2	和光市	5,000	和光市	5,000
新座市 "	B		48. 3. 29	48. 4. 2	新座市	1,000	新座市	1,000
桶川市 "	B		49. 3. 22	49. 4. 1	桶川市	5,000	桶川市	5,000
北本市 "	B		49. 3. 20	49. 4. 1	北本市	3,000	北本市	3,000
八潮市 "	B		48. 3. 29	48. 3. 29	八潮市	3,000	八潮市	3,000
富士見市 "	B		48. 6. 1	48. 6. 29	富士見市	3,000	富士見市	3,000
三郷市 "	B		48. 3. 29	48. 4. 2	三郷市	5,000	三郷市	5,000
蓮田市 "	B		49. 8. 22	49. 8. 31	蓮田市	2,000	蓮田市	2,000
坂戸市 "	B		49. 8. 26	49. 8. 31	坂戸市	5,000	坂戸市	5,000
幸手市 "	B		49. 3. 5	49. 4. 1	幸手市	1,000	幸手市	1,000
鶴ヶ島市 "	B		49. 3. 5	49. 3. 18	鶴ヶ島市	1,000	鶴ヶ島市	1,000
日高市 "	A		48. 3. 26	48. 4. 2	日高市	5,000	日高市	5,000
吉川市 "	B		49. 8. 26	49. 9. 26	吉川市	1,000	吉川市	1,000
ふじみ野市 "	B		49. 4. 1	49. 4. 10	ふじみ野市	4,000	ふじみ野市	4,000
伊奈町 "	B		48. 10. 5	48. 10. 16	伊奈町	4,000	伊奈町	4,000
三芳町 "	B		48. 3. 29	48. 3. 31	三芳町	5,000	三芳町	5,000
小鹿野町 "	B		49. 8. 26	49. 8. 28	小鹿野町	1,000	小鹿野町	1,000
上里町 "	A		48. 5. 15	48. 5. 31	上里町	5,000	上里町	5,000
寄居町 "	B		49. 8. 22	49. 8. 24	寄居町	3,000	寄居町	3,000
宮代町 "	A		60. 3. 28	60. 4. 9	宮代町	5,000	宮代町	5,000
白岡町 "	A		49. 11. 18	49. 11. 25	白岡町	2,000	白岡町	2,000
杉戸町 "	B		48. 8. 28	48. 10. 3	杉戸町	2,000	杉戸町	2,000
松伏町 "	B		49. 3. 5	49. 3. 14	松伏町	4,000	松伏町	4,000

◆土地開発公社数(平成24年3月31日現在) 43

◆近年の解散の状況(平成24年3月31日現在)

平成15年度解散認可 妻沼町
 平成16年度 " 秩父市、岩槻市、久喜市、栗橋町、岡部町
 平成17年度 " 吹上町、児玉町、大井町、川本町、菖蒲町、庄和町
 平成18年度 " 大利根町
 平成20年度 " 志木市
 平成21年度 " 騎西町、鷲宮町
 平成23年度 " 鳩ヶ谷市、毛呂山町、越生町、比企

4 平成23年度市町村土地開発公社 用地取得実績

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	23年度取得実績		内訳									
			公拡法第17条第1項第1号に該当									
	面積	金額	道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1 川越市	7,692	1,188,370	1,728	709,969	2,883	32,005	0	0	0	0	3,081	446,396
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 行田市	512	3,669	0	0	0	0	0	0	0	0	512	3,669
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	641	67,377	641	67,377	0	0	0	0	0	0	0	0
13 深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 草加市	1,274	122,486	0	0	0	0	0	0	0	0	1,274	122,486
16 越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 戸田市	778	103,055	421	103,055	0	0	0	0	0	0	357	0
19 入間市	13,892	113,802	464	67,210	13,428	46,592	0	0	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 北本市	1,148	17,486	0	0	0	0	0	0	0	0	1,148	17,486
26 八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 富士見市	971	427,218	971	427,218	0	0	0	0	0	0	0	0
28 三郷市	168	23,974	168	23,974	0	0	0	0	0	0	0	0
29 蓮田市	603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	5,456	515,589	0	0	0	0	0	0	5,456	515,589	0	0
35 ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	33,135	2,616,215	4,393	1,398,803	16,311	78,597	0	0	5,456	515,589	6,372	590,037
36 伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 白岡町	151	2,944	151	2,944	0	0	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	151	2,944	151	2,944	0	0	0	0	0	0	0	0
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	33,286	2,619,159	4,544	1,401,747	16,311	78,597	0	0	5,456	515,589	6,372	590,037

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2項に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	草加市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	入間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	蓮田市	603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 平成23年度市町村土地開発公社 用地処分実績

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	23年度処分実績		内訳										
			公拡法第17条第1項第1号に該当										
			道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設		
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
1 川越市	5,690	847,392	923	198,041	1,704	144,061	0	0	0	0	3,063	505,290	
2 熊谷市	3,169	413,037	0	0	0	0	2,039	194,702	0	0	1,130	218,335	
3 川口市	10,334	2,449,884	16	16,524	0	0	0	0	0	0	9,944	1,980,710	
4 行田市	541	6,706	0	0	0	0	0	0	0	0	541	6,706	
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 本庄市	6,950	688,187	874	114,136	3,001	302,818	0	0	0	0	3,075	271,233	
9 春日部市	1,513	313,500	1,083	224,830	430	88,670	0	0	0	0	0	0	
10 狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 羽生市	132	18,693	0	0	0	0	0	0	0	0	132	18,693	
12 鴻巣市	414	151,674	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 深谷市	540	37,879	0	0	0	0	0	0	0	0	540	37,879	
14 上尾市	527	99,214	527	99,214	0	0	0	0	0	0	0	0	
15 草加市	4,020	717,708	710	193,091	0	0	0	0	0	0	3,310	524,617	
16 越谷市	6,384	1,345,710	0	0	2,500	505,308	0	0	0	0	749	499,504	
17 蕨市	152	71,717	0	0	0	0	0	0	0	0	152	71,717	
18 戸田市	3,175	994,715	0	0	0	0	0	0	0	0	2,491	954,246	
19 入間市	14,265	52,362	381	5,263	13,884	47,099	0	0	0	0	0	0	
20 鳩ヶ谷市	1,947	241,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 新座市	8,494	1,407,000	0	0	8,494	1,407,000	0	0	0	0	0	0	
24 桶川市	298	2,232	298	2,232	0	0	0	0	0	0	0	0	
25 北本市	6,866	186,226	0	0	574	36,053	0	0	0	0	6,292	150,173	
26 八潮市	1,683	816,870	1,683	816,870	0	0	0	0	0	0	0	0	
27 富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28 三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29 蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30 坂戸市	5,227	116,179	0	0	0	0	51	1,573	0	0	5,050	103,566	
31 幸手市	2,467	169,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32 鶴ヶ島市	4,914	409,219	0	0	4,914	409,219	0	0	0	0	0	0	
33 日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34 吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35 ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市計	89,702	11,556,695	6,495	1,670,201	35,501	2,940,228	2,090	196,275	0	0	36,469	5,342,669	
36 伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37 三芳町	0	353,873	0	353,873	0	0	0	0	0	0	0	0	
38 毛呂山町	1,015	0	1,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41 上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43 宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44 白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45 杉戸町	0	68,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,073	
46 松伏町	1,615	200,922	0	0	0	0	0	0	0	0	1,615	200,922	
町村計	2,630	622,868	1,015	353,873	0	0	0	0	0	0	1,615	268,995	
47 比企	1,026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,026	0	
共同設立公社計	1,026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,026	0	
県計	93,358	12,179,563	7,510	2,024,074	35,501	2,940,228	2,090	196,275	0	0	39,110	5,611,664	

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2項に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	374	452,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	鴻巣市	414	151,674	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	草加市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	越谷市	3,135	340,898	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	戸田市	684	40,469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	入間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	鳩ヶ谷市	1,947	241,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	坂戸市	126	11,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	幸手市	2,467	169,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		9,147	1,407,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		9,147	1,407,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 平成23年度市町村土地開発公社 保有土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	23年度保有実績		内訳										
			公拡法第17条第1項第1号に該当										
			道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設		
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	金額
1 川越市	166,874	13,145,100	11,977	2,903,869	81,355	2,296,944	0	0	0	0	73,542	7,944,287	
2 熊谷市	750	84,531	0	0	0	0	0	0	0	0	750	84,531	
3 川口市	137,513	48,142,178	5,023	4,896,854	25,445	2,539,716	118	38,031	5,912	1,911,862	62,372	20,154,211	
4 行田市	512	3,669	0	0	0	0	0	0	0	0	512	3,669	
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 飯能市	255,367	3,483,027	1,324	477,170	247,176	2,245,605	0	0	0	0	6,333	640,101	
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 本庄市	2,333	359,489	198	10,955	1,288	105,811	0	0	0	0	847	242,723	
9 春日部市	47,378	11,168,341	15,678	3,165,889	4,972	853,628	0	0	0	0	6,149	1,343,393	
10 狭山市	3,706	1,383,872	1,059	384,073	0	0	0	0	0	0	1,877	834,859	
11 羽生市	105,221	2,565,238	3,982	205,961	0	0	0	0	7,955	98,432	93,284	2,260,845	
12 鴻巣市	1,931	452,176	776	81,597	0	0	0	0	0	0	166	25,812	
13 深谷市	5,671	413,020	123	13,110	0	0	0	0	0	0	5,548	399,910	
14 上尾市	34,067	5,260,878	8,110	1,685,649	0	0	7,160	164,741	0	0	720	31,187	
15 草加市	50,995	10,188,306	1,983	280,449	1,354	155,681	0	0	0	0	41,010	6,991,186	
16 越谷市	79,840	19,592,557	20,738	5,813,946	7,865	946,580	0	0	0	0	21,788	6,880,518	
17 蕨市	9,187	6,309,583	0	0	0	0	0	0	0	0	9,187	6,309,583	
18 戸田市	26,861	11,563,682	1,023	320,141	2,568	1,084,080	0	0	0	0	23,270	10,159,461	
19 入間市	20,277	828,962	1,989	355,541	13,428	46,592	0	0	0	0	0	0	
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 新座市	1,213	179,940	0	0	1,213	179,940	0	0	0	0	0	0	
24 桶川市	5,933	625,941	338	2,534	0	0	0	0	0	0	5,595	623,407	
25 北本市	2,991	301,940	0	0	0	0	0	0	0	0	2,991	301,940	
26 八潮市	15,922	2,661,807	7,202	1,736,763	5,665	702,617	0	0	411	72,519	2,644	149,908	
27 富士見市	10,352	2,014,451	1,887	717,292	1,880	155,267	0	0	0	0	4,549	850,599	
28 三郷市	16,192	2,562,563	9,420	1,981,723	0	0	0	0	0	0	6,772	580,840	
29 蓮田市	3,421	144,764	873	80,461	1,945	31,114	0	0	0	0	0	0	
30 坂戸市	103,521	3,297,641	4,184	971,809	13,077	196,532	4,981	169,657	0	0	59,068	1,087,032	
31 幸手市	32,032	3,122,939	0	0	16,919	516,971	0	0	0	0	0	0	
32 鶴ヶ島市	11,243	1,010,588	0	0	11,243	1,010,588	0	0	0	0	0	0	
33 日高市	2,602	105,432	2,231	89,308	0	0	0	0	0	0	0	0	
34 吉川市	66,181	2,765,488	0	0	0	0	0	0	37,932	2,016,879	28,249	748,609	
35 ふじみ野市	21,191	3,068,838	1,426	262,649	0	0	0	0	0	0	18,997	2,279,055	
市計	1,241,277	156,806,941	101,544	26,437,743	437,393	13,067,666	12,259	372,429	52,210	4,099,692	476,220	70,927,666	
36 伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37 三芳町	2,057	507,347	2,057	507,347	0	0	0	0	0	0	0	0	
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41 上里町	173,949	432,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43 宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839	
44 白岡町	151	2,944	151	2,944	0	0	0	0	0	0	0	0	
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46 松伏町	3,803	707,972	0	0	1,066	352,785	0	0	0	0	2,737	355,187	
町村計	193,105	2,032,627	2,208	510,291	1,066	352,785	0	0	0	0	6,241	536,026	
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計	1,434,382	158,839,568	103,752	26,948,034	438,459	13,420,451	12,259	372,429	52,210	4,099,692	482,461	71,463,692	

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2項に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	38,643	18,601,504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	534	120,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	春日部市	20,579	5,805,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	狭山市	770	164,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	鴻巣市	989	344,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	上尾市	18,077	3,379,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	草加市	6,648	2,760,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	越谷市	29,449	5,951,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	入間市	4,860	426,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	富士見市	2,036	291,293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	蓮田市	603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	坂戸市	22,211	872,611	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	幸手市	15,113	2,605,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	日高市	371	16,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		161,651	41,901,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173,949	432,900	0	0
42	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173,949	432,900	0	0
47	比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		171,292	42,102,370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173,949	432,900	0	0

7 5年以上保有(平成18年度以前取得のもの)に係る土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	23年度保有実績		内訳									
			公拡法第17条第1項第1号に該当									
	面積	金額	道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1 川越市	139,073	9,088,428	500	59,756	70,659	1,849,426	0	0	0	0	67,914	7,179,246
2 熊谷市	750	84,531	0	0	0	0	0	0	0	0	750	84,531
3 川口市	137,513	48,142,178	5,023	4,896,854	25,445	2,539,716	118	38,031	5,912	1,911,862	62,372	20,154,211
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 飯能市	255,367	3,483,027	1,324	477,170	247,176	2,245,605	0	0	0	0	6,333	640,101
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	2,333	359,489	198	10,955	1,288	105,811	0	0	0	0	847	242,723
9 春日部市	47,120	11,151,258	15,420	3,148,806	4,972	853,628	0	0	0	0	6,149	1,343,393
10 狭山市	3,706	1,383,872	1,059	384,073	0	0	0	0	0	0	1,877	834,859
11 羽生市	104,689	2,555,771	3,982	205,961	0	0	0	0	7,955	98,432	92,752	2,251,378
12 鴻巣市	1,155	370,579	0	0	0	0	0	0	0	0	166	25,812
13 深谷市	5,099	374,770	123	13,110	0	0	0	0	0	0	4,976	361,660
14 上尾市	27,513	4,306,132	1,556	730,904	0	0	7,160	164,741	0	0	720	31,187
15 草加市	43,656	9,148,145	1,983	280,449	0	0	0	0	0	0	35,025	6,106,706
16 越谷市	78,610	19,453,506	20,625	5,790,098	6,748	831,377	0	0	0	0	21,788	6,880,518
17 蕨市	9,187	6,309,583	0	0	0	0	0	0	0	0	9,187	6,309,583
18 戸田市	25,784	11,221,663	394	165,033	2,568	1,084,080	0	0	0	0	22,822	9,972,550
19 入間市	4,895	433,659	35	6,830	0	0	0	0	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 新座市	1,213	179,940	0	0	1,213	179,940	0	0	0	0	0	0
24 桶川市	5,933	625,941	338	2,534	0	0	0	0	0	0	5,595	623,407
25 北本市	867	168,779	0	0	0	0	0	0	0	0	867	168,779
26 八潮市	15,005	2,554,744	6,285	1,629,700	5,665	702,617	0	0	411	72,519	2,644	149,908
27 富士見市	8,479	1,298,532	14	1,374	1,879	155,267	0	0	0	0	4,550	850,599
28 三郷市	10,590	2,090,908	6,316	1,584,468	0	0	0	0	0	0	4,274	506,440
29 蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 坂戸市	103,109	3,212,754	3,772	886,921	13,077	196,532	4,981	169,657	0	0	59,068	1,087,032
31 幸手市	32,032	3,122,939	0	0	16,919	516,971	0	0	0	0	0	0
32 鶴ヶ島市	11,243	1,010,588	0	0	11,243	1,010,588	0	0	0	0	0	0
33 日高市	2,602	105,432	2,231	89,308	0	0	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	32,476	1,501,290	0	0	0	0	0	0	32,476	1,501,290	0	0
35 ふじみ野市	21,191	3,068,838	1,426	262,649	0	0	0	0	0	0	18,997	2,279,055
市計	1,131,190	146,807,276	72,604	20,626,953	408,852	12,271,558	12,259	372,429	46,754	3,584,103	429,673	68,083,678
36 伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 上里町	172,594	429,563	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839
44 白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	3,683	684,300	0	0	1,066	352,785	0	0	0	0	2,617	331,515
町村計	189,422	1,495,327	0	0	1,066	352,785	0	0	0	0	6,121	512,354
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,320,612	148,302,603	72,604	20,626,953	409,918	12,624,343	12,259	372,429	46,754	3,584,103	435,794	68,596,032

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	内訳																				
	公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2項に該当										
	代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他		
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	川口市	38,643	18,601,504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	飯能市	534	120,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	春日部市	20,579	5,805,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	狭山市	770	164,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	鴻巣市	989	344,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	上尾市	18,077	3,379,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	草加市	6,648	2,760,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	越谷市	29,449	5,951,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	入間市	4,860	426,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	富士見市	2,036	291,292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	坂戸市	22,211	872,612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	幸手市	15,113	2,605,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	日高市	371	16,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市計		161,048	41,868,555	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172,594	429,563	0	0	
42	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
町村計		9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172,594	429,563	0	0	
47	比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
共同設立公社計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計		170,689	42,069,180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172,594	429,563	0	0	

8 10年以上保有(平成13年度以前取得のもの)に係る土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名	23年度保有実績	内訳											
		公拡法第17条第1項第1号に該当											
		道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設			
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額		
1 川越市	86,934	7,351,367	448	53,576	20,153	523,909	0	0	0	0	66,333	6,773,882	
2 熊谷市	750	84,531	0	0	0	0	0	0	0	0	750	84,531	
3 川口市	137,140	48,121,716	5,023	4,896,854	25,445	2,539,716	118	38,031	5,912	1,911,862	61,999	20,133,749	
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 飯能市	255,367	3,483,027	1,324	477,170	247,176	2,245,605	0	0	0	0	6,333	640,101	
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 本庄市	2,333	359,489	198	10,955	1,288	105,811	0	0	0	0	847	242,723	
9 春日部市	43,879	10,631,106	14,983	3,073,070	4,972	853,628	0	0	0	0	3,345	898,977	
10 狭山市	3,706	1,383,872	1,059	384,073	0	0	0	0	0	0	1,877	834,859	
11 羽生市	100,011	2,093,716	2,547	125,339	0	0	0	0	7,955	97,317	89,509	1,871,060	
12 鴻巣市	989	344,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 深谷市	5,099	374,770	123	13,110	0	0	0	0	0	0	4,976	361,660	
14 上尾市	27,513	4,306,132	1,556	730,904	0	0	7,160	164,741	0	0	720	31,187	
15 草加市	16,133	6,295,690	1,329	202,745	0	0	0	0	0	0	8,156	3,331,955	
16 越谷市	78,363	19,403,446	20,378	5,740,038	6,748	831,377	0	0	0	0	21,788	6,880,518	
17 蕨市	9,187	6,309,583	0	0	0	0	0	0	0	0	9,187	6,309,583	
18 戸田市	23,194	9,664,980	180	71,687	2,568	1,084,080	0	0	0	0	20,446	8,509,213	
19 入間市	4,860	426,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 新座市	1,213	179,940	0	0	1,213	179,940	0	0	0	0	0	0	
24 桶川市	5,933	625,941	338	2,534	0	0	0	0	0	0	5,595	623,407	
25 北本市	867	168,779	0	0	0	0	0	0	0	0	867	168,779	
26 八潮市	6,009	1,431,421	2,689	982,540	1,390	282,636	0	0	411	72,519	1,519	93,726	
27 富士見市	8,479	1,298,532	14	1,374	1,879	155,267	0	0	0	0	4,550	850,599	
28 三郷市	6,092	1,385,186	1,818	878,746	0	0	0	0	0	0	4,274	506,440	
29 蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30 坂戸市	98,397	2,547,060	2,233	628,774	13,077	196,532	4,981	169,657	0	0	59,068	1,087,032	
31 幸手市	32,032	3,122,939	0	0	16,919	516,971	0	0	0	0	0	0	
32 鶴ヶ島市	11,243	1,010,588	0	0	11,243	1,010,588	0	0	0	0	0	0	
33 日高市	2,602	105,432	2,231	89,308	0	0	0	0	0	0	0	0	
34 吉川市	32,376	1,501,290	0	0	0	0	0	0	32,376	1,501,290	0	0	
35 ふじみ野市	17,977	2,418,732	512	71,866	0	0	0	0	0	0	16,697	1,819,732	
市計	1,018,678	136,430,861	58,983	18,434,663	354,071	10,526,060	12,259	372,429	46,654	3,582,988	388,836	62,053,713	
36 伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41 上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43 宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839	
44 白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46 松伏町	2,859	672,605	0	0	1,066	352,785	0	0	0	0	1,793	319,820	
町村計	16,004	1,054,069	0	0	1,066	352,785	0	0	0	0	5,297	500,659	
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計	1,034,682	137,484,930	58,983	18,434,663	355,137	10,878,845	12,259	372,429	46,654	3,582,988	394,133	62,554,372	

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2項に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	38,643	18,601,504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	534	120,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	春日部市	20,579	5,805,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	狭山市	770	164,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	鴻巣市	989	344,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	上尾市	18,077	3,379,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	草加市	6,648	2,760,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	越谷市	29,449	5,951,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	入間市	4,860	426,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	新座市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	富士見市	2,036	291,292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	坂戸市	19,038	465,065	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	幸手市	15,113	2,605,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	日高市	371	16,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		157,875	41,461,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊奈町	9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		9,641	200,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		167,516	41,661,633	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 供用済土地、未収金の状況(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名	供用済土地 保有額	未収金保有額
1 川越市	0	0
2 熊谷市	0	0
3 川口市	0	0
4 行田市	0	0
5 所沢市	0	1,087,167
6 飯能市	0	0
7 加須市	0	0
8 本庄市	0	0
9 春日部市	0	0
10 狭山市	0	0
11 羽生市	264,742	933,134
12 鴻巣市	0	0
13 深谷市	0	0
14 上尾市	0	0
15 草加市	155,680	0
16 越谷市	0	0
17 蕨市	0	0
18 戸田市	0	0
19 入間市	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0
21 朝霞市	0	0
22 和光市	0	538,209
23 新座市	0	0
24 桶川市	0	0
25 北本市	0	2,805
26 八潮市	702,617	0
27 富士見市	0	0
28 三郷市	0	0
29 蓮田市	0	0
30 坂戸市	0	0
31 幸手市	0	0
32 鶴ヶ島市	0	0
33 日高市	0	0
34 吉川市	0	0
35 ふじみ野市	1,024,168	302,388
市計	2,147,207	2,863,703
36 伊奈町	0	0
37 三芳町	0	0
38 毛呂山町	0	0
39 越生町	0	0
40 小鹿野町	0	0
41 上里町	0	0
42 寄居町	0	0
43 宮代町	0	0
44 白岡町	0	0
45 杉戸町	0	0
46 松伏町	0	0
町村計	0	0
47 比企	0	0
共同設立公社計	0	0
県計	2,147,207	2,863,703

10 公社に係る将来負担額等の状況(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名	公社に係る将来負担額			充当可能財源額 (公社分)	将来負担比率に 用いる分子(公社 分) ①-②	将来負担比率に 用いる分母	公社に係る将来 負担比率 (A)÷(B)×100 (%)
	①	依頼土地における 債務負担行為に基 づく支出予定額	公社の負債額				
1 川越市	13,274,335	13,274,335	0	0	13,274,335	54,704,713	24.3
2 熊谷市	0	0	0	0	0	34,964,515	0.0
3 川口市	47,650,619	46,599,793	1,050,826	1,050,826	46,599,793	87,158,842	53.5
4 行田市	0	0	0	0	0	14,704,406	0.0
5 所沢市	1,075,762	1,075,762	0	0	1,075,762	51,187,664	2.1
6 飯能市	224,260	0	224,260	0	224,260	14,524,654	1.5
7 加須市	0	0	0	0	0	22,015,447	0.0
8 本庄市	360,329	360,329	0	0	360,329	14,454,771	2.5
9 春日部市	11,168,341	11,168,341	0	0	11,168,341	35,145,911	31.8
10 狭山市	1,387,531	1,387,531	0	0	1,387,531	23,694,492	5.9
11 羽生市	3,428,272	933,135	2,495,137	0	3,428,272	9,671,253	35.4
12 鴻巣市	452,176	452,176	0	0	452,176	19,655,850	2.3
13 深谷市	963,020	963,020	0	0	963,020	26,554,284	3.6
14 上尾市	5,260,878	5,260,878	0	0	5,260,878	31,857,385	16.5
15 草加市	4,488,832	4,488,832	0	0	4,488,832	35,166,219	12.8
16 越谷市	17,652,174	9,909,414	7,742,760	0	17,652,174	47,339,164	37.3
17 蕨市	6,309,584	6,309,584	0	0	6,309,584	12,167,242	51.9
18 戸田市	11,575,630	11,575,630	0	0	11,575,630	24,483,780	47.3
19 入間市	394,620	394,620	0	0	394,620	22,406,034	1.8
20 朝霞市	0	0	0	0	0	20,030,678	0.0
21 和光市	554,858	554,858	0	0	554,858	12,906,351	4.3
22 新座市	179,940	179,940	0	0	179,940	24,770,359	0.7
23 桶川市	623,407	623,407	0	0	623,407	11,749,045	5.3
24 北本市	135,966	135,966	0	0	135,966	10,661,203	1.3
25 八潮市	2,661,807	2,661,807	0	0	2,661,807	13,692,813	19.4
26 富士見市	2,359,183	2,359,183	0	0	2,359,183	16,719,830	14.1
27 三郷市	2,562,563	2,562,563	0	0	2,562,563	20,870,283	12.3
28 蓮田市	144,764	144,764	0	0	144,764	10,272,882	1.4
29 坂戸市	3,375,861	3,375,861	0	0	3,375,861	15,572,368	21.7
30 幸手市	1,078,856	0	1,078,856	0	1,078,856	8,770,460	12.3
31 鶴ヶ島市	1,010,588	1,010,588	0	0	1,010,588	10,992,609	9.2
32 日高市	0	0	0	0	0	9,526,001	0.0
33 吉川市	1,836,158	1,836,158	0	0	1,836,158	10,402,293	17.7
34 ふじみ野市	3,371,226	3,371,226	0	0	3,371,226	17,987,184	18.7
市計	145,561,540	132,969,701	12,591,839	1,050,826	144,510,714	796,780,985	18.1
35 伊奈町	0	0	0	0	0	6,503,677	0.0
36 三芳町	512,344	512,344	0	0	512,344	7,102,666	7.2
37 小鹿野町	0	0	0	0	0	3,973,607	0.0
38 上里町	415,282	0	415,282	0	415,282	5,285,585	7.9
39 寄居町	0	0	0	0	0	6,348,873	0.0
40 宮代町	0	0	0	0	0	5,446,850	0.0
41 白岡町	2,944	2,944	0	0	2,944	7,860,198	0.0
42 杉戸町	0	0	0	0	0	7,609,370	0.0
43 松伏町	579,083	579,083	0	0	579,083	5,053,678	11.5
町村計	1,509,653	1,094,371	415,282	0	1,509,653	55,184,504	2.7
県計	147,071,193	134,064,072	13,007,121	1,050,826	146,020,367	851,965,489	17.1

11 平成23年度市町村土地開発公社決算概要(損益計算書)

(単位:千円)

土地開発公社名	事業収益	事業原価	事業総利益 (▲損失) (A-B) C	販売費及び 一般管理費 D	事業利益 (▲損失) (C-D) E	事業外収益 F	事業外費用 G	経常利益 (▲損失) (E+F-G) H
	A	B						
1 川越市	863,296	847,392	15,904	1,812	14,092	108,662	107,120	15,634
2 熊谷市	418,575	413,037	5,538	90	5,448	973	0	6,421
3 川口市	2,308,662	2,449,884	▲ 141,222	69,120	▲ 210,342	404	0	▲ 209,938
4 行田市	6,706	6,706	0	418	▲ 418	236	0	▲ 182
5 所沢市	743,498	720,886	22,612	22,612	0	26	205	▲ 179
6 飯能市	2,916	0	2,916	987	1,929	12,132	12,131	1,930
7 加須市	0	0	0	46	▲ 46	103	0	57
8 本庄市	696,250	688,187	8,063	563	7,500	4,035	4,027	7,508
9 春日部市	313,501	313,501	0	19,003	▲ 19,003	188,770	169,767	0
10 狭山市	0	0	0	435	▲ 435	44	0	▲ 391
11 羽生市	197,693	197,693	0	4,098	▲ 4,098	55,496	51,398	0
12 鴻巣市	155,393	151,674	3,719	1,132	2,587	2	0	2,589
13 深谷市	37,879	37,879	0	350	▲ 350	768	0	418
14 上尾市	87,406	99,214	▲ 11,808	9,998	▲ 21,806	17,859	0	▲ 3,947
15 草加市	726,331	717,707	8,624	6,231	2,393	15	0	2,408
16 越谷市	1,345,710	1,345,710	0	24,794	▲ 24,794	45,066	0	20,272
17 蕨市	83,844	74,752	9,092	371	8,721	23,227	31,948	0
18 戸田市	764,488	991,992	▲ 227,504	3,042	▲ 230,546	2,580	2,724	▲ 230,690
19 入間市	54,294	52,362	1,932	3,020	▲ 1,088	3,332	1,885	359
20 鳩ヶ谷市	242,290	241,484	806	793	13	695	806	▲ 98
21 朝霞市	0	0	0	97	▲ 97	4	0	▲ 93
22 和光市	161,339	153,960	7,379	188	7,191	4	7,379	▲ 184
23 新座市	1,407,000	1,407,000	0	718	▲ 718	355	0	▲ 363
24 桶川市	33,161	2,611	30,550	394	30,156	2,161	2,109	30,208
25 北本市	291,158	290,670	488	265	223	42	345	▲ 80
26 八潮市	816,870	816,870	0	917	▲ 917	27,354	26,536	▲ 99
27 富士見市	3,900	1,284	2,616	11,908	▲ 9,292	2,564	2,470	▲ 9,198
28 三郷市	0	0	0	3,748	▲ 3,748	30,769	27,021	0
29 蓮田市	0	0	0	219	▲ 219	1,321	1,318	▲ 216
30 坂戸市	135,019	122,523	12,496	875	11,621	466	0	12,087
31 幸手市	165,518	159,532	5,986	10,394	▲ 4,408	14,776	5,268	5,100
32 鶴ヶ島市	409,219	409,219	0	653	▲ 653	1,619	0	966
33 日高市	0	0	0	214	▲ 214	105	0	▲ 109
34 吉川市	515,580	515,580	0	2,745	▲ 2,745	22,520	19,512	263
35 ふじみ野市	157,151	157,151	0	5,172	▲ 5,172	7,750	0	2,578
市計	13,144,647	13,386,460	▲ 241,813	207,422	▲ 449,235	576,235	473,969	▲ 346,969
36 伊奈町	0	0	0	384	▲ 384	181	0	▲ 203
37 三芳町	356,586	354,871	1,715	407	1,308	9	0	1,317
38 毛呂山町	0	0	0	255	▲ 255	212	0	▲ 43
39 越生町	0	0	0	471	▲ 471	515	0	44
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	7	20	▲ 13
41 上里町	0	0	0	234	▲ 234	1	0	▲ 233
42 寄居町	0	0	0	100	▲ 100	110	0	10
43 宮代町	75	0	75	46	29	53	0	82
44 白岡町	0	0	0	85	▲ 85	2	0	▲ 83
45 杉戸町	68,073	68,073	0	169	▲ 169	32	0	▲ 137
46 松伏町	214,603	214,603	0	350	▲ 350	3,361	0	3,011
町村計	639,337	637,547	1,790	2,501	▲ 711	4,483	20	3,752
47 比企	0	0	0	1,050	▲ 1,050	0	0	▲ 1,050
共同設立公社計	0	0	0	1,050	▲ 1,050	0	0	▲ 1,050
県計	13,783,984	14,024,007	▲ 240,023	210,973	▲ 450,996	580,718	473,989	▲ 344,267

(単位:千円)

土地開発公社名	特別利益	特別損失	当期純利益 (▲損失) (H+I-J) K	特定引当金 取崩金 L1	特定引当金 繰入金 L2	当期利益 (▲損失) (K+L1-L2) M
I	J					
1 川越市	0	0	15,634	0	0	15,634
2 熊谷市	0	0	6,421	0	0	6,421
3 川口市	0	0	▲ 209,938	0	0	▲ 209,938
4 行田市	0	0	▲ 182	0	0	▲ 182
5 所沢市	0	0	▲ 179	0	0	▲ 179
6 飯能市	0	0	1,930	0	0	1,930
7 加須市	0	0	57	0	0	57
8 本庄市	0	0	7,508	0	0	7,508
9 春日部市	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	0	0	▲ 391	0	0	▲ 391
11 羽生市	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	0	0	2,589	0	0	2,589
13 深谷市	0	0	418	0	0	418
14 上尾市	0	0	▲ 3,947	0	0	▲ 3,947
15 草加市	0	0	2,408	0	0	2,408
16 越谷市	0	0	20,272	0	0	20,272
17 蕨市	0	0	0	0	0	0
18 戸田市	0	0	▲ 230,690	0	0	▲ 230,690
19 入間市	0	0	359	0	0	359
20 鳩ヶ谷市	0	0	▲ 98	0	0	▲ 98
21 朝霞市	0	0	▲ 93	0	0	▲ 93
22 和光市	0	0	▲ 184	0	0	▲ 184
23 新座市	0	8,990	▲ 9,353	0	0	▲ 9,353
24 桶川市	0	0	30,208	0	0	30,208
25 北本市	0	0	▲ 80	0	0	▲ 80
26 八潮市	0	0	▲ 99	0	0	▲ 99
27 富士見市	0	0	▲ 9,198	0	0	▲ 9,198
28 三郷市	0	0	0	0	0	0
29 蓮田市	0	0	▲ 216	0	0	▲ 216
30 坂戸市	0	0	12,087	0	0	12,087
31 幸手市	11	0	5,111	0	0	5,111
32 鶴ヶ島市	0	0	966	0	0	966
33 日高市	0	0	▲ 109	0	0	▲ 109
34 吉川市	0	0	263	0	0	263
35 ふじみ野市	0	0	2,578	0	0	2,578
市計	11	8,990	▲ 355,948	0	0	▲ 355,948
36 伊奈町	0	0	▲ 203	0	0	▲ 203
37 三芳町	0	0	1,317	0	0	1,317
38 毛呂山町	0	0	▲ 43	0	0	▲ 43
39 越生町	0	0	44	0	0	44
40 小鹿野町	0	0	▲ 13	0	0	▲ 13
41 上里町	0	0	▲ 233	0	0	▲ 233
42 寄居町	0	0	10	0	0	10
43 宮代町	0	0	82	0	0	82
44 白岡町	0	0	▲ 83	0	0	▲ 83
45 杉戸町	0	0	▲ 137	0	0	▲ 137
46 松伏町	0	0	3,011	0	0	3,011
町村計	0	0	3,752	0	0	3,752
47 比企	0	0	▲ 1,050	0	0	▲ 1,050
共同設立公社計	0	0	▲ 1,050	0	0	▲ 1,050
県計	11	8,990	▲ 353,246	0	0	▲ 353,246

12 平成23年度市町村土地開発公社決算概要(貸借対照表)

(単位:千円)

土地開発公社名	資産				負債
	流動資産	固定資産	繰延資産	計	
	ア	イ	ウ	エ (ア+イ+ウ)	オ
1 川越市	13,372,426	0	0	13,372,426	12,541,420
2 熊谷市	57,964	84,531	0	142,495	0
3 川口市	48,576,757	0	0	48,576,757	48,085,198
4 行田市	107,439	638	0	108,077	0
5 所沢市	1,115,269	200	0	1,115,469	1,075,762
6 飯能市	3,498,791	121	0	3,498,912	3,257,924
7 加須市	11,415	0	0	11,415	20
8 本庄市	388,909	0	0	388,909	650
9 春日部市	11,184,729	20	0	11,184,749	11,179,749
10 狭山市	1,413,663	15	0	1,413,678	1,382,064
11 羽生市	3,512,913	0	0	3,512,913	3,442,813
12 鴻巣市	571,212	15	0	571,227	360,597
13 深谷市	703,689	0	0	703,689	65,449
14 上尾市	5,268,795	0	0	5,268,795	4,906,326
15 草加市	10,252,172	40	0	10,252,212	9,465,172
16 越谷市	19,620,371	145	0	19,620,516	18,545,554
17 蕨市	6,314,493	5,000	0	6,319,493	6,313,789
18 戸田市	11,785,884	212	0	11,786,096	11,603,247
19 入間市	1,095,678	100	0	1,095,778	368,174
20 鳩ヶ谷市	22,892	0	0	22,892	0
21 朝霞市	10,894	0	0	10,894	0
22 和光市	548,637	20	0	548,657	538,212
23 新座市	431,821	60	0	431,881	176,716
24 桶川市	635,953	0	0	635,953	110,036
25 北本市	561,382	0	0	561,382	126,910
26 八潮市	2,770,007	10	0	2,770,017	2,650,745
27 富士見市	2,250,548	71,453	0	2,322,001	1,367,613
28 三郷市	2,600,539	0	0	2,600,539	2,562,563
29 蓮田市	149,369	0	0	149,369	144,764
30 坂戸市	3,410,498	5,131	0	3,415,629	164,300
31 幸手市	2,560,909	0	0	2,560,909	1,854,204
32 鶴ヶ島市	1,025,624	0	0	1,025,624	970,587
33 日高市	115,914	5,000	0	120,914	0
34 吉川市	2,767,906	11	0	2,767,917	1,604,841
35 ふじみ野市	3,407,454	10	0	3,407,464	3,371,226
市計	162,122,916	172,732	0	162,295,648	148,236,625
36 伊奈町	225,429	0	0	225,429	121,273
37 三芳町	559,215	0	0	559,215	506,461
38 毛呂山町	5,130	0	0	5,130	0
39 越生町	487,080	301	0	487,381	0
40 小鹿野町	20,506	0	0	20,506	0
41 上里町	826,418	0	0	826,418	820,689
42 寄居町	3,135	0	0	3,135	0
43 宮代町	185,968	0	0	185,968	180,852
44 白岡町	7,189	0	0	7,189	2,944
45 杉戸町	35,178	106	0	35,284	2
46 松伏町	739,978	0	0	739,978	667,086
町村計	3,095,226	407	0	3,095,633	2,299,307
47 比企	24,849	0	0	24,849	0
共同設立公社計	24,849	0	0	24,849	0
県計	165,242,991	173,139	0	165,416,130	150,535,932

(単位:千円)

土地開発公社名		資本				
		資本金	前期繰越準備金 又は欠損金	当期利益 又は当期損失	準備金 又は欠損金額 (キ+ク)	計 (カ+ケ)
		カ	キ	ク	ケ	コ
1	川越市	5,000	810,372	15,634	826,006	831,006
2	熊谷市	5,000	131,074	6,421	137,495	142,495
3	川口市	5,100	696,397	▲ 209,938	486,459	491,559
4	行田市	5,000	103,259	▲ 182	103,077	108,077
5	所沢市	5,000	0	34,707	34,707	39,707
6	飯能市	1,000	238,058	1,930	239,988	240,988
7	加須市	1,000	10,338	57	10,395	11,395
8	本庄市	5,000	375,751	7,508	383,259	388,259
9	春日部市	5,000	0	0	0	5,000
10	狭山市	5,000	27,005	▲ 391	26,614	31,614
11	羽生市	10,000	47,337	12,763	60,100	70,100
12	鴻巣市	3,000	205,041	2,589	207,630	210,630
13	深谷市	5,000	632,822	418	633,240	638,240
14	上尾市	2,000	364,416	▲ 3,947	360,469	362,469
15	草加市	5,000	779,632	2,408	782,040	787,040
16	越谷市	5,000	1,049,690	20,272	1,069,962	1,074,962
17	蕨市	5,000	704	0	704	5,704
18	戸田市	5,000	408,539	▲ 230,690	177,849	182,849
19	入間市	5,000	722,246	358	722,604	727,604
20	鳩ヶ谷市	5,000	17,990	▲ 98	17,892	22,892
21	朝霞市	5,000	5,987	▲ 93	5,894	10,894
22	和光市	5,000	5,629	▲ 184	5,445	10,445
23	新座市	1,000	263,518	▲ 9,353	254,165	255,165
24	桶川市	5,000	490,709	30,208	520,917	525,917
25	北本市	3,000	431,551	▲ 79	431,472	434,472
26	八潮市	3,000	116,371	▲ 99	116,272	119,272
27	富士見市	3,000	960,586	▲ 9,198	951,388	954,388
28	三郷市	5,000	32,976	0	32,976	37,976
29	蓮田市	2,000	2,821	▲ 216	2,605	4,605
30	坂戸市	5,000	3,234,242	12,087	3,246,329	3,251,329
31	幸手市	1,000	700,594	5,111	705,705	706,705
32	鶴ヶ島市	1,000	53,071	966	54,037	55,037
33	日高市	5,000	116,023	▲ 109	115,914	120,914
34	吉川市	1,000	1,161,813	263	1,162,076	1,163,076
35	ふじみ野市	4,000	29,660	2,578	32,238	36,238
市計		141,100	14,226,222	▲ 308,299	13,917,923	14,059,023
36	伊奈町	4,000	100,359	▲ 203	100,156	104,156
37	三芳町	5,000	46,437	1,317	47,754	52,754
38	毛呂山町	5,000	173	▲ 43	130	5,130
39	越生町	3,000	484,337	44	484,381	487,381
40	小鹿野町	1,000	19,519	▲ 13	19,506	20,506
41	上里町	5,000	962	▲ 233	729	5,729
42	寄居町	3,000	124	11	135	3,135
43	宮代町	5,000	34	82	116	5,116
44	白岡町	2,000	2,328	▲ 83	2,245	4,245
45	杉戸町	2,000	33,419	▲ 137	33,282	35,282
46	松伏町	4,000	65,881	3,011	68,892	72,892
町村計		39,000	753,573	3,753	757,326	796,326
47	比企	10,000	15,899	▲ 1,050	14,849	24,849
共同設立公社計		10,000	15,899	▲ 1,050	14,849	24,849
県計		190,100	14,995,694	▲ 305,596	14,690,098	14,880,198

13 借入金残高の状況(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高	内訳							
		利率							
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満	
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	48,079,351	1,479,559	0	0	46,599,792	0	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	1,075,762	0	0	0	4,412	135,378	38,140	0	0
6 飯能市	3,257,900	0	3,017,900	0	0	0	0	240,000	0
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	11,168,341	0	0	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	1,321,392	1,321,392	0	0	0	0	0	0	0
11 羽生市	3,442,813	0	0	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	358,580	0	0	0	58,580	0	300,000	0	0
13 深谷市	27,200	27,200	0	0	0	0	0	0	0
14 上尾市	4,906,326	0	0	0	2,375,000	891,326	0	0	0
15 草加市	9,464,860	9,464,860	0	0	0	0	0	0	0
16 越谷市	8,425,000	0	600,000	0	7,825,000	0	0	0	0
17 蕨市	6,309,583	0	5,090,309	0	0	1,219,274	0	0	0
18 戸田市	1,841,804	1,841,804	0	0	0	0	0	0	0
19 入間市	348,029	0	0	254,514	93,515	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 和光市	538,209	0	0	0	0	413,082	63,285	61,842	0
23 新座市	171,269	0	0	0	171,269	0	0	0	0
24 桶川市	110,000	0	0	0	0	0	0	0	0
25 北本市	126,910	0	0	0	126,910	0	0	0	0
26 八潮市	2,650,744	823,122	0	0	0	0	1,818,208	0	0
27 富士見市	1,336,224	620,724	0	715,500	0	0	0	0	0
28 三郷市	2,562,563	0	0	0	0	0	2,562,563	0	0
29 蓮田市	144,764	0	0	33,189	0	61,387	0	50,188	0
30 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 幸手市	717,860	717,860	0	0	0	0	0	0	0
32 鶴ヶ島市	249,333	249,333	0	0	0	0	0	0	0
33 日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	1,604,180	0	515,580	0	0	0	0	0	0
35 ふじみ野市	3,371,226	2,905,786	0	17,958	0	14,258	0	36,213	0
市計	113,610,223	19,451,640	9,223,789	1,021,161	57,254,478	2,734,705	4,782,196	388,243	0
36 伊奈町	121,273	121,273	0	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	506,461	322,828	0	0	0	0	0	183,633	0
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 上里町	399,678	18,125	0	0	381,553	0	0	0	0
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	180,839	180,839	0	0	0	0	0	0	0
44 白岡町	2,944	2,944	0	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	117,746	117,746	0	0	0	0	0	0	0
町村計	1,328,941	763,755	0	0	381,553	0	0	183,633	0
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	114,939,164	20,215,395	9,223,789	1,021,161	57,636,031	2,734,705	4,782,196	571,876	0

(単位:千円)

土地開発公社名	内訳				短期借入金残高	借入金合計
	利率					
	1.4 %以上 1.6 %未満	1.6 %以上 1.8 %未満	1.8 %以上 2.0 %未満	2.0 %以上		
1 川越市	0	0	0	0	12,224,200	12,224,200
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0
3 川口市	0	0	0	0	0	48,079,351
4 行田市	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	897,832	0	0	0	0	1,075,762
6 飯能市	0	0	0	0	0	3,257,900
7 加須市	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	11,168,341	0	0	0	0	11,168,341
10 狭山市	0	0	0	0	0	1,321,392
11 羽生市	3,442,813	0	0	0	0	3,442,813
12 鴻巣市	0	0	0	0	0	358,580
13 深谷市	0	0	0	0	38,249	65,449
14 上尾市	1,640,000	0	0	0	0	4,906,326
15 草加市	0	0	0	0	0	9,464,860
16 越谷市	0	0	0	0	10,112,000	18,537,000
17 蕨市	0	0	0	0	0	6,309,583
18 戸田市	0	0	0	0	9,733,825	11,575,629
19 入間市	0	0	0	0	0	348,029
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	538,209
23 新座市	0	0	0	0	0	171,269
24 桶川市	110,000	0	0	0	0	110,000
25 北本市	0	0	0	0	0	126,910
26 八潮市	9,414	0	0	0	0	2,650,744
27 富士見市	0	0	0	0	0	1,336,224
28 三郷市	0	0	0	0	0	2,562,563
29 蓮田市	0	0	0	0	0	144,764
30 坂戸市	0	0	0	0	164,300	164,300
31 幸手市	0	0	0	0	1,133,887	1,851,747
32 鶴ヶ島市	0	0	0	0	721,255	970,588
33 日高市	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	1,088,600	0	0	0	0	1,604,180
35 ふじみ野市	397,011	0	0	0	0	3,371,226
市計	18,754,011	0	0	0	34,127,716	147,737,939
36 伊奈町	0	0	0	0	0	121,273
37 三芳町	0	0	0	0	0	506,461
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0
41 上里町	0	0	0	0	33,222	432,900
42 寄居町	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	0	0	0	0	0	180,839
44 白岡町	0	0	0	0	0	2,944
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	0	0	0	0	549,340	667,086
町村計	0	0	0	0	582,562	1,911,503
47 比企	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0
県計	18,754,011	0	0	0	34,710,278	149,649,442

13 借入金残高の状況(※うち金融機関等からの借入)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高 (金融機関等)	内訳							
		利率							
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満	
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	46,599,792	0	0	0	46,599,792	0	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	1,075,762	0	0	0	4,412	135,378	38,140	0	0
6 飯能市	240,000	0	0	0	0	0	0	240,000	0
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	11,168,341	0	0	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 羽生市	3,442,813	0	0	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	358,580	0	0	0	58,580	0	300,000	0	0
13 深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 上尾市	4,906,326	0	0	0	2,375,000	891,326	0	0	0
15 草加市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 越谷市	8,425,000	0	600,000	0	7,825,000	0	0	0	0
17 蕨市	6,309,583	0	5,090,309	0	0	1,219,274	0	0	0
18 戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 入間市	348,029	0	0	254,514	93,515	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 和光市	538,209	0	0	0	0	413,082	63,285	61,842	0
23 新座市	171,269	0	0	0	171,269	0	0	0	0
24 桶川市	110,000	0	0	0	0	0	0	0	0
25 北本市	126,910	0	0	0	126,910	0	0	0	0
26 八潮市	1,827,622	0	0	0	0	0	1,818,208	0	0
27 富士見市	715,500	0	0	715,500	0	0	0	0	0
28 三郷市	2,562,563	0	0	0	0	0	2,562,563	0	0
29 蓮田市	144,764	0	0	33,189	0	61,387	0	50,188	0
30 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	1,604,180	0	515,580	0	0	0	0	0	0
35 ふじみ野市	465,440	0	0	17,958	0	14,258	0	36,213	0
市計	91,140,683	0	6,205,889	1,021,161	57,254,478	2,734,705	4,782,196	388,243	0
36 伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	183,633	0	0	0	0	0	0	183,633	0
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 上里町	381,553	0	0	0	381,553	0	0	0	0
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 白岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	565,186	0	0	0	381,553	0	0	183,633	0
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	91,705,869	0	6,205,889	1,021,161	57,636,031	2,734,705	4,782,196	571,876	0

※都市銀行、地方銀行、農協系金融機関、信託銀行、信用金庫、信用協同組合、
(財)道路開発振興センター等からの借入金(公社債によるものを除く。)の総額をさします。

(単位:千円)

土地開発公社名	内訳				短期借入金残高 (金融機関等)	借入金合計 (金融機関等)
	利率					
	1.4 %以上 1.6 %未満	1.6 %以上 1.8 %未満	1.8 %以上 2.0 %未満	2.0 %以上		
1 川越市	0	0	0	0	12,224,200	12,224,200
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0
3 川口市	0	0	0	0	0	46,599,792
4 行田市	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	897,832	0	0	0	0	1,075,762
6 飯能市	0	0	0	0	0	240,000
7 加須市	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	11,168,341	0	0	0	0	11,168,341
10 狭山市	0	0	0	0	0	0
11 羽生市	3,442,813	0	0	0	0	3,442,813
12 鴻巣市	0	0	0	0	0	358,580
13 深谷市	0	0	0	0	0	0
14 上尾市	1,640,000	0	0	0	0	4,906,326
15 草加市	0	0	0	0	0	0
16 越谷市	0	0	0	0	10,112,000	18,537,000
17 蕨市	0	0	0	0	0	6,309,583
18 戸田市	0	0	0	0	9,733,825	9,733,825
19 入間市	0	0	0	0	0	348,029
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	538,209
23 新座市	0	0	0	0	0	171,269
24 桶川市	110,000	0	0	0	0	110,000
25 北本市	0	0	0	0	0	126,910
26 八潮市	9,414	0	0	0	0	1,827,622
27 富士見市	0	0	0	0	0	715,500
28 三郷市	0	0	0	0	0	2,562,563
29 蓮田市	0	0	0	0	0	144,764
30 坂戸市	0	0	0	0	164,300	164,300
31 幸手市	0	0	0	0	1,133,887	1,133,887
32 鶴ヶ島市	0	0	0	0	721,255	721,255
33 日高市	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	1,088,600	0	0	0	0	1,604,180
35 ふじみ野市	397,011	0	0	0	0	465,440
市計	18,754,011	0	0	0	34,089,467	125,230,150
36 伊奈町	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	0	0	0	0	0	183,633
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0
41 上里町	0	0	0	0	33,222	414,775
42 寄居町	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	0	0	0	0	0	0
44 白岡町	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	0	0	0	0	549,340	549,340
町村計	0	0	0	0	582,562	1,147,748
47 比企	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0
県計	18,754,011	0	0	0	34,672,029	126,377,898

13 借入金残高の状況(※うち地方公共団体からの借入)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高 (地方公共団体)	内訳						
		利率						
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	1,479,559	1,479,559	0	0	0	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0
6 飯能市	3,017,900	0	3,017,900	0	0	0	0	0
7 加須市	0	0	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	1,321,392	1,321,392	0	0	0	0	0	0
11 羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0
13 深谷市	27,200	27,200	0	0	0	0	0	0
14 上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0
15 草加市	9,464,860	9,464,860	0	0	0	0	0	0
16 越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
17 蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0
18 戸田市	1,841,804	1,841,804	0	0	0	0	0	0
19 入間市	0	0	0	0	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0
23 新座市	0	0	0	0	0	0	0	0
24 桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0
25 北本市	0	0	0	0	0	0	0	0
26 八潮市	823,122	823,122	0	0	0	0	0	0
27 富士見市	620,724	620,724	0	0	0	0	0	0
28 三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0
29 蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0
30 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
31 幸手市	717,860	717,860	0	0	0	0	0	0
32 鶴ヶ島市	249,333	249,333	0	0	0	0	0	0
33 日高市	0	0	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0
35 ふじみ野市	2,905,786	2,905,786	0	0	0	0	0	0
市計	22,469,540	19,451,640	3,017,900	0	0	0	0	0
36 伊奈町	121,273	121,273	0	0	0	0	0	0
37 三芳町	322,828	322,828	0	0	0	0	0	0
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0
41 上里町	18,125	18,125	0	0	0	0	0	0
42 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	180,839	180,839	0	0	0	0	0	0
44 白岡町	2,944	2,944	0	0	0	0	0	0
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	117,746	117,746	0	0	0	0	0	0
町村計	763,755	763,755	0	0	0	0	0	0
47 比企	0	0	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	23,233,295	20,215,395	3,017,900	0	0	0	0	0

※地方公共団体(設立・出資団体以外の地方公共団体も含む。)からの借入残高(特定公共用地等先行取得資金融資制度による地方公共団体からの貸付分を含む。)をさします。

(単位:千円)

土地開発公社名	内訳				短期借入金残高 (地方公共団体)	借入金合計 (地方公共団体)
	利率					
	1.4 %以上 1.6 %未満	1.6 %以上 1.8 %未満	1.8 %以上 2.0 %未満	2.0 %以上		
1 川越市	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0
3 川口市	0	0	0	0	0	1,479,559
4 行田市	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	0	0	0	0	0	0
6 飯能市	0	0	0	0	0	3,017,900
7 加須市	0	0	0	0	0	0
8 本庄市	0	0	0	0	0	0
9 春日部市	0	0	0	0	0	0
10 狭山市	0	0	0	0	0	1,321,392
11 羽生市	0	0	0	0	0	0
12 鴻巣市	0	0	0	0	0	0
13 深谷市	0	0	0	0	38,249	65,449
14 上尾市	0	0	0	0	0	0
15 草加市	0	0	0	0	0	9,464,860
16 越谷市	0	0	0	0	0	0
17 蕨市	0	0	0	0	0	0
18 戸田市	0	0	0	0	0	1,841,804
19 入間市	0	0	0	0	0	0
20 鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0
21 朝霞市	0	0	0	0	0	0
22 和光市	0	0	0	0	0	0
23 新座市	0	0	0	0	0	0
24 桶川市	0	0	0	0	0	0
25 北本市	0	0	0	0	0	0
26 八潮市	0	0	0	0	0	823,122
27 富士見市	0	0	0	0	0	620,724
28 三郷市	0	0	0	0	0	0
29 蓮田市	0	0	0	0	0	0
30 坂戸市	0	0	0	0	0	0
31 幸手市	0	0	0	0	0	717,860
32 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	249,333
33 日高市	0	0	0	0	0	0
34 吉川市	0	0	0	0	0	0
35 ふじみ野市	0	0	0	0	0	2,905,786
市計	0	0	0	0	38,249	22,507,789
36 伊奈町	0	0	0	0	0	121,273
37 三芳町	0	0	0	0	0	322,828
38 毛呂山町	0	0	0	0	0	0
39 越生町	0	0	0	0	0	0
40 小鹿野町	0	0	0	0	0	0
41 上里町	0	0	0	0	0	18,125
42 寄居町	0	0	0	0	0	0
43 宮代町	0	0	0	0	0	180,839
44 白岡町	0	0	0	0	0	2,944
45 杉戸町	0	0	0	0	0	0
46 松伏町	0	0	0	0	0	117,746
町村計	0	0	0	0	0	763,755
47 比企	0	0	0	0	0	0
共同設立公社計	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	38,249	23,271,544

1 4 土地開発公社経営健全化指針について（埼玉県通知）

市第 1 7 9 6 － 1 号
平成 2 2 年 1 月 8 日

各関係市町村財政主管課長 様

埼玉県企画財政部市町村課長

土地開発公社経営健全化指針の改定について

土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化については、総務省から「土地開発公社経営健全化対策について」（平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日付け総行地第 1 4 2 号・総財地第 2 6 6 号総務事務次官通知及び平成 2 0 年 2 月 6 日付け総行地第 1 2 号・総財地第 9 号総務事務次官通知）により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知され、また、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 2 1 年 6 月 2 3 日付け総務省自治財政局長通知）により、公社の存廃を含めた抜本的改革を 5 年間で集中的に行うべきとされています。

さらには、「土地開発公社の抜本的改革について」（平成 2 1 年 8 月 2 6 日付け総務省自治行政局地域振興室長通知）により、公社の存廃を含めた検討を行った上、存続する公社においても、新規での土地取得の必要性を整理するとともに経営状況の適切な把握を行うため土地の適正な評価を行うことが求められているところです。

本県においては、公社の経営健全化を市町村財政健全化に向けた重要課題と位置づけ、平成 1 5 年 3 月に「土地開発公社経営健全化指針」を策定するとともに、「ふるさと創造貸付金」を活用した用途不明土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、上記総務省通知の趣旨を踏まえ、公社のより一層の健全化を推進するため、「土地開発公社経営健全化指針」を改めることと致しました。

各市町村においては、本指針に基づき、設立団体として公社の経営健全化に最優先で取り組むことをお願いします。

市 第 1 7 9 6 - 2 号
平成 2 2 年 1 月 8 日

各市町村土地開発公社事務局長 様

埼玉県企画財政部市町村課長

土地開発公社経営健全化指針の改定について

土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化については、総務省から「土地開発公社経営健全化対策について」（平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日付け総行地第 1 4 2 号・総財地第 2 6 6 号総務事務次官通知及び平成 2 0 年 2 月 6 日付け総行地第 1 2 号・総財地第 9 号総務事務次官通知）により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知され、また、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 2 1 年 6 月 2 3 日付け総務省自治財政局長通知）により、公社の存廃を含めた抜本的改革を 5 年間で集中的に行うべきとされています。

さらには、「土地開発公社の抜本的改革について」（平成 2 1 年 8 月 2 6 日付け総務省自治行政局地域振興室長通知）により、公社の存廃を含めた検討を行った上、存続する公社においても、新規での土地取得の必要性を整理するとともに経営状況の適切な把握を行うため土地の適正な評価を行うことが求められているところです。

本県においては、公社の経営健全化を市町村財政健全化に向けた重要課題と位置づけ、平成 1 5 年 3 月に「土地開発公社経営健全化指針」を策定するとともに、「ふるさと創造貸付金」を活用した用途不明土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、上記総務省通知の趣旨を踏まえ、公社のより一層の健全化を推進するため、「土地開発公社経営健全化指針」を改めることと致しました。

各公社においては、本指針の内容を十分にご理解の上、設立市町村との連携・協力を図りながら公社の経営健全化に取り組むようお願いいたします。

土地開発公社 経営健全化指針

(平成15年3月24日市第2101号)

最終改正：平成22年1月8日 市第1796号

1 指針改定の趣旨

本県では、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」を策定するとともに「ふるさと創造貸付金」を活用した土地開発公社（以下、「公社」という）の経営健全化策を講じており、また公社と設立団体の努力により未収金や供用済土地等は減少し、長期保有土地の処分も進んできているところである。

このような中、平成21年4月の財政健全化法の施行や連結財務諸表の整備に伴い、公社の債務を含めた財政状況の公表を求められるなど、公社の財政を市町村財政と連結させる考え方が導入されてきており、公社の経営健全化をより一層推進することは喫緊の課題となっている。

公社の長期保有土地の解消は、財政指標や財務諸表の改善が図られるのみならず、公社が民間金融機関等に支払う借入金に係る利子負担を軽減し、即ち、市町村の財政負担を軽減することになるものである。

これらを踏まえ、公社の経営健全化に取り組み、あわせて市町村財政の負担軽減に資するため、このたび「土地開発公社経営健全化指針」を改定することとする。

2 基本的考え方

- (1) 地域の秩序ある整備と地方財政の健全性の確保に資するため、公社における長期保有土地の解消、市町村による買い戻し手法の適正化などを促進する。
- (2) 経理基準要綱の改正事項を踏まえ、公社の実態を的確に反映した財務諸表を作成することにより、公社の取り組むべき経営改善点を明らかにする。
- (3) 可能な限り目標年次を明示し、市町村の取組を促進する。

3 指針項目

「2 基本的考え方」に基づき、以下の項目の実現を目指す。

- 指針1－1 長期保有土地の計画的な解消
- 指針1－2 取得土地の簿価上昇の軽減
- 指針2 公社による先行取得の縮減
- 指針3 先行取得手続きの適正化
- 指針4 市町村による買い戻し手法の適正化
(供用済土地・未収金・割賦支払方式の解消)
- 指針5 公社の財政状態及び経営成績の的確な開示

4 健全化の方策

「3 指針項目」に基づき、公社の経営健全化を進めるための方策を以下に示す。

◆指針1-1 長期保有土地の計画的な解消

①用途及び事業化方針の再検討 【目標年次 平成22年度】

公社による保有が長期化し、今後、当初目的での事業化の見込みが立たない土地については、用途の見直しを含め、新たに事業化方針を取りまとめるものとする。特に、10年以上保有土地については、市町村の財政負担を増加させる要因となっていることから、早急に着手すること。

【県の支援策】

★供用済土地の買い戻し及び用途が明確でない土地の事業化に伴う買い戻しについては、ふるさと創造貸付金により支援。

②買い戻し計画の策定 【目標年次 平成22年度】

市町村においては、各市町村の中・長期的な財政収支見通しに基づき、年度ごとの買い戻し額、新規取得額等を勘案した上で買い戻し計画を策定し、公社保有土地の早期かつ計画的な解消を図ること。

特に、土地開発公社の負債にかかる将来負担額に1号土地（※1）における依頼した団体の債務負担行為に基づく支出予定額を加算した額が、将来負担比率に用いる分母（※2）に対する比率が25%以上の団体にあつては、各市町村の財政力及び公社の簿価総額などに応じて、適正な期間を定めて早期に基準をクリアする計画を策定すること。

※1 公拡法第17条第1項第1号イからホまでに規定する土地

※2 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

③公社保有土地の公売の検討

公社保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という）に基づく先買い制度により取得した土地で当初目的、他の公共事業の目的に供する見込みがない土地については、公売も視野に入れて検討を行うこと。なお、公売を実施する場合には特に以下の点に注意すること。

ア 公売に伴い損失が発生する場合には、原則として公社の剰余金により対応すること。

イ 租税特別措置法による課税の特例を適用している場合には、事前に税務署と協議の上で実施すること。

【公売の根拠等】

公売法に基づく先買い制度により取得した土地について、公売法第9条第1項第3号による政令第5条の「宅地の賃貸又は譲渡に関する事業」として土地開発公社が公売を実施。

(先買いに係る土地の管理)

第九条 第六条第一項の手續により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。

一～二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業

2 (略)

(法第九条第一項第三号の政令で定める事業)

第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一～二 (略)

三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、都市基盤整備公団地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業

四 (略)

④保有代替地の相互活用

各公社が保有する代替地については、近隣の市町村、公社等との連携を図り、相互に融通を図るなど、一層の活用に努めること。

◆指針1-2 取得土地の簿価上昇の軽減

①競争原理の導入による金利負担の軽減

公社が土地購入のために資金を民間等から借り入れる際には、簿価の上昇を緩和するため、競争原理の導入など金利負担の軽減を図ること。

②土地開発基金等による貸付の実施

公社の借入金については、土地開発基金による貸付の実施などにより、金利負担の軽減を図ること。

◆指針2 公社による先行取得の縮減

①公社委託による公共用地取得方法の見直し

公共用地の先行取得に当たっては、公共用地先行取得事業債及び土地開発基金などの活用や、用地事業特別会計における計画的な用地取得などの手法も検討し、公社を活用した安易な公共用地の取得方法を見直すこと。

◆指針３ 先行取得手続きの適正化

①公社委託用地の早期買い戻し 【目標年次 平成２３年度】

公社委託により取得した公共用地は、翌年度、一括による買い戻しを原則とすること。ただし、道路用地の取得のように、多くの土地所有者が存在し、事業化に向けた用地取得が単年度では困難な場合には、翌年度以降の買い戻しもやむを得ないが、その際にも、公社における保有期間が極力短くなるように、計画的な用地取得及び買い戻しに努めること。

②財政上の責任の明確化 【目標年次 平成２２年度】

公社委託に当たっては、財政上の責任を明確にするため、金融機関への債務保証に伴う債務負担行為の設定のみならず、具体的な予定金額を明示し、原則翌年度を買い戻しの時期とする債務負担行為を必ず設定すること。

◆指針４ 市町村による買い戻し手法の適正化

①買い戻し前における供用開始の是正 【目標年次 平成２３年度】

今後、新たな供用済土地（※１）は発生させないこと。

また、現在、公社が保有している供用済土地の解消計画を早急に策定し、早期に供用済土地の解消を図ること。

②公社未収金の是正 【目標年次 平成２３年度】

今後、新たな未収金（※２）は発生させないこと。

また、現在、公社が抱えている未収金の解消計画を早急に策定し、早期に未収金の解消を図ること。

③割賦支払方式の是正 【目標年次 平成２３年度】

今後、新たな割賦支払方式（※３）による公社保有土地の買い戻しは行わないこと。

また、現在、公社が保有している割賦支払に伴う債権の解消計画を早急に策定し、繰上償還を実施するなど、早期に割賦の解消に努めること。

【県の支援策】

★供用済土地の買い戻しを支援。

ふるさと創造貸付金を活用して、供用済土地を解消。

※１ 公社が実質的な土地所有権を有した状態のまま、依頼団体が最終利用目的で供用開始している土地。供用済土地の取得には地方債が充当できないため、買い戻しが後回しになる傾向がある。市町村が、土地開発公社の保有土地を再取得することなく事業の用に供することは不適切であるので、早急に再取得を進めて供用済土地の解消を図る必要がある。

- ※2 土地所有権が設立団体に移転されたものの、公社に支払われていない土地購入代金。市町村名義の土地の取得には地方債が充当できないため、買い戻しが後回しになる傾向がある。市町村が土地の再取得に要した費用を長期にわたって繰り延べることは不適切な財政運営であるので、早急に土地取得費用を支払って未収金の解消を図る必要がある。
- ※3 買い戻しに当たって、土地代金を一括で支払うことなく、数年度にわたり分割で支払う方式。市町村による依頼土地の買い戻しは一括支払いが原則であり、不適切な取り扱いである。

◆指針5 公社の財政状態及び経営成績の的確な開示

①保有土地価額の適切な評価【実行年次 平成22年度】

特定土地、2号土地（※1）及び取得原価による再取得が見込まれない代替地については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、時価をもって貸借対照表価額とすることとし、処分が見込まれない土地について、帳簿上、資産額を大きく見せかけることのないようにすること。

※1 公営法第17条第1項第2号に規定する土地

②キャッシュ・フロー計算書の作成【実行年次 平成22年度】

キャッシュ・フロー計算書の作成により、キャッシュの動きに着目し、資金不足を起こすことのないよう、健全かつ安定的な資金繰り計画を立てること。

5 本指針の達成に向けて

各市町村においては、本指針に基づき、公社の経営健全化に最優先で取り組むものとする。特に、目標年次を掲げた事項については、その年次において確実に達成できるよう最大限の努力を払うものとする。

なお、県においては、毎年度の市町村財政事情調査及び土地開発公社事業実績調査にあわせて、定期的にヒアリングを実施するとともに、随時、その達成状況の把握を行っていくものとする。

1 5 総務省土地開発公社経営健全化対策の概要

1 次対策・2 次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第 142 号・総財地第 266 号 平成 16 年 12 月 27 日付け総務事務次官通知)

(総行地第 12 号・総財地第 9 号 平成 20 年 2 月 6 日付け総務省自治行政局

地域振興課長・地方債課長通知)

2 対象団体

(1) 第一種経営健全化団体

平成 15・16 年度末又は平成 18 年度末 (以下「基準年度末」という。) に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.5 以上、又は 5 年以上保有土地の簿価について同様に算出した数値が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.25 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

(3) 第三種経営健全化団体

次のいずれかに該当する土地開発公社

イ 遊休土地の取得及び用途変更により土地の活用を図ろうとする土地開発公社

ロ 「供用済土地」を有する土地開発公社

ハ 「土地売却未収金」がある土地開発公社

3 公社経営健全化団体の指定

(1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

(2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体

① 計画年度 平成 17 年度～平成 21 年度

熊谷市・新座市

② 計画年度 平成 18 年度～平成 22 年度

川口市・飯能市・蕨市・戸田市・桶川市

③ 計画年度 平成 20 年度～平成 24 年度

所沢市

4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

- (1) 債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値を 0.25 以下とする。又は 0.25 以上低下させること。
(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)
- (2) 債務保証等対象土地で 5 年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値を 0.1 以下とする。又は 0.1 以上低下させること。
(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)
- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。
- (4) その用途が明確でない土地を解消すること。

5 公社経営健全化団体に対する財政措置

(1) 地方債による措置

- ① 供用済土地を公社から取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他))等による起債対象とする。
 - ② 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他))等による起債対象とする。
 - ③ 公社から土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)
 - ④ 債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合、原資の全額を一般単独事業債・一般事業(貸付金)による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)
- (2) 特別交付税による措置(第一種経営健全化公社のみ)
- ① 上記③に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額(上限 2%)
 - ② 上記④に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額(上限 1%)
 - ③ 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の 1/4 に相当する額(上限 1%)

3 次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第 9 号・総財公第 18 号 平成 25 年 2 月 28 日付け総務副大臣通知)

2 対象団体 ※指定は平成 25 年 4 月以降の予定

(1) 第一種経営健全化団体

平成 23 年度末(以下「基準年度末」という。)に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.4 以上、又は保有期間が 5 年以上である債務保証等対象土地の簿価総額を同様に算出した数値が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.2 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

3 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

- (1) 原則として平成 29 年度（以下「目標年度」という。）までに、債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を 0.2 以下とする。
- (2) 目標年度までに、債務保証等対象土地であって 5 年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を 0.1 以下とする。
- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。

4 公社経営健全化団体に対する財政措置

(1) 地方債による措置

- ① 公社の保有する債務保証等対象土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする。
- ② 土地開発公社に対して無利子貸付を行う場合、無利子貸付に係る貸付金は一般単独事業債・一般事業（貸付金）による起債対象とする。
- ③ 供用済土地を公社から取得する場合、普通会計分については、一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象となり、公営企業会計分については、各事業債による起債対象とする。
- ④ 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から債務保証等対象土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象とする。

(2) 特別交付税による措置（第一種経営健全化公社のみ）

- ① 上記①に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額（上限 2%）
- ② 上記②に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額（上限 1%）
- ③ 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、利子補給に要した費用の 1/4 に相当する額（上限 1%）

16 第三セクター等の抜本的改革の推進等について（総務省通知）

総 財 公 第 9 5 号

平成21年6月23日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

第三セクター等の抜本的改革の推進等について

地方分権改革が推進されている中であって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任をもって、管理していく必要があります。特に、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

このため、地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「債務調整等に関する調査研究会」は、平成20年12月5日に報告書を取りまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができる

こととする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれては、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付け総経第398号）は、廃止します。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いします。

本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、健全化判断比率の一つである将来負担比率の算出に当たって、同法第2条第4号へ等に基づき、地方道路公社及び土地開発公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入するものとされ、更に、本年4月1日からは、同法の全面施行に伴い、将来負担比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなった。
- (2) 地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人(以下「第三セクター等」という。)を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要がある。

特に、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

なおその際、実質負担見込額等の算定及びその基本となる考え方は、改革推進の基礎となるものであり、その算定方法については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)第12条及び「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償債務等負担見込額の算定基準」という。)等に規定されているので、各地方公共団体においては、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。(別記1参照)

注) 本指針において、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

第2 抜本的改革の推進

1 処理策検討の手順

存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）によりその設置を要請した経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

抜本的処理策について、その検討のフローチャートを別記2のとおり示すので、参考とされたい。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
 - 料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの
- ④ 土地開発公社
 - 債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の

裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある（別記3参照）。

なお、指定管理者制度の活用の検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）及び「指定管理者制度の運用について」（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）を、PFI手法の活用の検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について（依頼）」（平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知）をそれぞれ参照されたい。

2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

(1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

(2) 当該事業の整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

(3) 事業の整理（売却・清算）又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨

(4) 処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

さらに、地方公共団体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）が改

正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注）第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (3) 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
 - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・地方債の繰上償還に要する経費
 - ・一時借入金の償還に要する経費
 - ・退職手当の支給に要する経費
 - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
 - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

1 経営状況等の把握、監査、定期点検

- (1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。

- ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、

特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用すべきであること。
- ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。

- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「会社法」（平成17年法律第86号）等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。

- (3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

なお、複数の地方公共団体が出資している第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行うべきである。

2 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである（地方自治法第243条の3）が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算

入される対象となる法人その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況等を説明するべきである。

その際、対象法人全体の経営状況等について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額、損失補償債務残高合算額及び将来負担比率に算入された額の合算額等を記載した一覧性のある総括表を作成することが望ましい。

なお、第29次地方制度調査会答申において、「議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大」についての提言がなされていることに留意されたい。

- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

- (3) 地方公共団体による第三セクター等に関する情報公開様式例を別記4のとおり示すので参考にされたい。

3 経営責任の明確化と運営体制

- (1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理（売却・清算）又は再生を行うこととなった場合等にあつては、民事上の責任追及（善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟）や刑事上の責任追及（刑事告訴）が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用される

よう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあっては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成１２年法律第５０号）等を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成１７年３月２９日付け総務事務次官通知）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成１８年８月３１日付け総務事務次官通知）を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適当である。

- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。
- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。
- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

5 資金の管理運用

- (1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。
- (2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確に切り分ける仕組みの構築を検討すべきであるとともに、既述の考え方を十分踏まえ、慎重に判断するべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。

- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。
- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。
- 一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。
- なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより対外的にも明確にしておく必要がある。
- また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。
- (6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。
- また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

- 1 都道府県にあつては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の監査体制や経営の検討体制が充実、強化されるよう支援することが望ましい。
- 2 林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告にも留意されたい。
- 3 昨年国会に提出された「株式会社地域力再生機構法案」は、地方公共団体の出資割合が4分の1以上の第三セクターを支援対象から除くなどの修正が行われた上で、「株式会社企業再生支援機構法」として成立したところであるので、対象となる第三セクター等において事業再生を図る場合には留意されたい。

17 土地開発公社の抜本的改革について（総務省通知）

総行地第84号

平成21年8月26日

各都道府県土地開発公社担当部長
各指定都市土地開発公社担当局長 殿
各都道府県市区町村土地開発公社担当部長

総務省自治行政局地域振興室長

土地開発公社の抜本的改革について

土地開発公社については、借入金によって取得された土地を長期に保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもあるところです。

また、平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が全面的に施行されたことに伴い、健全化判断比率の一つである将来負担比率に土地開発公社を含む第三セクター等の負債の額等のうち一定部分が一般会計等の負担見込額として算入されることなどから、地方公共団体においては将来の財政の健全な運営に資するよう、土地開発公社の将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められています。

このため、原則としてすべての土地開発公社を対象として、その存廃を含めた検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行う必要があります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）も踏まえ、下記の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

また、土地開発公社の存廃を含めた抜本的改革の際に第三セクター等改革推進債を活用する場合の取扱いについては、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成21年4月10日付け総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「取扱通知」という。）により通知されているところですが、土地開発公社については同通知によるほか、下記第3のとおりとするので、取扱いに留意願います。

おって、貴都道府県内の市区町村にも本通知の趣旨について周知されるようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

第1 土地開発公社の抜本的改革

土地開発公社については、借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもある。このような状況を踏まえ、

ア 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性

イ 土地開発公社が保有する土地の処分計画

を総合的に勘案し、業務運営について見直しを行った上で、第3で述べる第三セクター等改革推進債も活用し、原則としてすべての土地開発公社について抜本的改革を集中的かつ積極的に行うこと。

抜本的改革に当たっては、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても、個別の業務ごとに継続する必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討すること。

1 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性の整理

土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性について改めて整理すること。
その際、

ア 金融機関から機動的に資金借入が実施できる

イ 将来の事業のために土地を安定的、計画的に取得することができる

ウ 土地の取得の手続を機動的、弾力的に行うことが可能である
等の土地開発公社特有の機能だけに着目するのではなく、
ア 処分見通しの困難な土地を長期にわたり抱えるおそれがある
イ 処分が進まないまま取得に係る借入の利子負担が増大するおそれがある
等の将来起こりうる問題も十分に考慮した上で検討すること。

2 土地開発公社が保有する土地の処分計画

土地開発公社が保有するすべての土地について当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に検討し、処分計画を明らかにした上で、積極的な処分を図ること。なお、当初の事業計画に基づき処分することが困難となった土地については、そのような状態になった経緯を明らかにすること。

3 特定土地の保有状況の把握及び処分の推進

上記2の検討の結果、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公有地拡大推進法」という。）第17条第1項第1号に係る業務（以下「1号業務」という。）に係る土地のうち、「土地開発公社経理基準要綱」（昭和54年12月19日付け自治大臣官房地域政策課長通知）第3条(11)に規定する特定土地と判断されたものについては、売却等により速やかな処分を図ること。

第2 存続する土地開発公社の業務運営に係る留意事項

業務の一部を廃止するものも含め、今後、引き続き存続することとした土地開発公社については以下に掲げる事項に十分に留意し、健全な経営を維持するよう努めること。

1 土地開発公社を通じた用地取得業務の在り方

今後、処分が困難な土地を保有することにより土地開発公社の健全な経営を阻害することのないよう、地方公共団体が土地開発公社に土地取得を依頼する場合は、土地利用計画、地価の動向等を十分に検討し、明確な買い取りの見通しをもって行うこと。また、工業用地、住宅用地等の造成事業については、土地開発公社に地域の経済社会情勢を長期的に展望させつつ、事業の見通しについて慎重に検討させること。このほか、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について

（土地開発公社関係）」（昭和４７年８月２８日付け建設省都市局長・自治大臣官房長通知）において留意事項を列挙しているので徹底すること。

2 土地の価額の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握

- (1) 「「土地開発公社の経理について」の一部改正について」（平成１７年１月２１日付け総務省自治行政局地域振興課長通知）により改正した「土地開発公社経理基準要綱」については、直ちに実施に移すことが困難な場合、当分の間、従来の方法によることも差し支えないとの経過措置を設けていたところである。

しかしながら、

ア 同改正通知に基づく改正事項の適用開始から相当程度の期間が経過し経過措置を設ける必要性が薄れたこと

イ 平成２１年４月に地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、土地開発公社が保有する公有地拡大推進法第１７条第１項第２号に規定する業務（以下「２号業務」という。）に係る土地等について時価評価が必要とされていること

にかんがみ、同改正通知に基づく改正事項については、平成２１年度決算から実施に移すこととする。なお、必要に応じ実施状況について報告を求めることがあるので留意すること。

- (2) 特定土地、２号業務に係る土地及び代替地については、時価が取得原価に比べて著しく下落していないか改めて確認し、財務諸表に適切に反映するよう努めること。

第３ 第三セクター等改革推進債を活用する際の留意事項

第三セクター等改革推進債を活用し土地開発公社の抜本的改革を行う場合は、取扱通知を踏まえつつ、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 土地開発公社の借入金を償還する際は、あらかじめ借入先の金融機関と十分に協議すること。
- 2 地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３３条の５の７第１項第３号に規

定する「業務の一部の廃止」（以下単に「業務の一部の廃止」という。）は、原則として以下のとおり実施すること。

ア 公有地拡大推進法第17条第1項第1号イからホまでの各規定に掲げる土地に係る業務（以下「1号業務の細目」という。）のうち、特定土地を含むものについて廃止すること。

イ 処分が困難な土地を含む2号業務について、2号業務の全体を廃止すること。

ウ 廃止する業務に係る規定を削除するよう定款を変更すること。

ただし、売却時期がすでに決まっている等、廃止する業務に係る土地のうち確実な処分の見通しがあるものについては、定款附則に経過規定を設けた上で、第三セクター等改革推進債の活用後も必要最低限の期間に限り当該土地の管理・処分業務を継続することも可能である。この場合、当該土地に係る借入金については、第三セクター等改革推進債の対象経費には含まない。

3 第三セクター等改革推進債を活用して償還する借入に係る特定土地の取得に当たって締結した用地取得依頼契約については、当該第三セクター等改革推進債を発行する地方公共団体と土地開発公社との間において合意の上、解除すること。

4 業務の一部の廃止に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 土地開発公社は現に保有している当該廃止した業務に係る土地について、当然に保有することができなくなるため、業務の一部の廃止に係る経費を支出した地方公共団体は、当該支出により得た債権の行使その他の方法により、土地開発公社に当該廃止する業務に係る土地を定款の変更の適用に先立って速やかに譲渡させること。その際、当該地方公共団体以外の土地開発公社に債権を有する者と必要に応じてあらかじめ協議すること。

イ 譲渡された土地は公共用地として利用するほか積極的に売却を進め、売却で得られた収入により第三セクター等改革推進債の償還を繰り上げて実施すること。

5 土地開発公社が解散する際に債務超過の状態にあると土地開発公社の清算に支障を生じることから、地方公共団体が土地開発公社に対し弁済を受けることができない債権を有している場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄する必要がある。

あること。

また、業務の一部の廃止の際は当該廃止される業務に係る土地開発公社の負債を整理することが望ましいことから、地方公共団体が当該廃止する業務に係る債権を有することとなった場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄することが考えられる。

なお、債権の放棄の際には、当該地方公共団体の議会において地方自治法第96条第1項第10号に規定する事件として議決することが必要である。

- 6 第三セクター等改革推進債に係る許可の申請の際は、取扱通知中第4の3に定める書類のほか、以下の書類を提出すること。

ア 第1の2に定める処分計画

イ 解散にあつては公有地拡大推進法第22条第1項に規定する設立団体の議会の議決証明書

ウ 業務の一部の廃止にあつては公有地拡大推進法第14条第2項に規定する定款の変更に係る設立団体の議会の議決証明書

- 7 業務の一部の廃止に当たって、個々の土地に係る借入金の額が確定できない等により、当該地方公共団体が負担する必要があると認められる経費及び当該地方公共団体の貸付金に係る債務を免除するために必要となる経費が確定できない場合は、以下の算式により算定した額をもって当該経費の額とする。

$$\alpha \times \beta / \gamma$$

α ：債務保証等を付した借入金及び地方公共団体の貸付金のうち当該年度に償還されるものの総額

β ：廃止する業務に係る土地の取得原価

γ ：土地開発公社が保有するすべての土地の取得原価

※ 代替地、特定土地及び完成土地等に係る β 及び γ については、「土地開発公社経理基準要綱」第24条第2項及び同条第3項の規定にかかわらず、借入金等に対する利息（利率と取得原価を基に合理的に推計できるものに限る）を含めること。

- 8 「土地開発公社経営健全化対策措置要領」（平成16年12月27日付け総務

事務次官通知) 第4の2又は「土地開発公社経営健全化対策措置要領」(平成20年2月6日付け総務省自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知) 第4の2に規定する公社経営健全化団体が、第三セクター等改革推進債を活用して解散又は業務の一部の廃止をする場合は、以下に留意すること。

ア 両要領に規定される地方財政措置は引き続き実施されること。

イ 当該土地開発公社が保有する土地の処分が促進されることにより、各年度の用地取得・処分・保有計画の変更が必要となること。

ウ 業務の一部の廃止にあつては、当初の土地開発公社経営健全化対策における経営健全化計画において予定していた1号業務に係る土地の処分の予定を減じることのないよう可能な限り配慮した上で、特定土地及び2号業務に係る土地の処分を行うこと。

平成 2 5 年 3 月 発行

「平成 2 3 年度市町村土地開発公社の現況」

埼玉県企画財政部市町村課